

本書面の内容をよくお読みください。

契約条項兼重要事項説明書（TERASELでんき 電話勧誘）

株式会社エネクスライフサービス（以下「当社」といいます。）は、九州電力株式会社（以下「本小売電気事業者」といいます。）が提供する電力の供給サービスの取次ぎを行っております。電気事業法第2条の13ならびに特定商取引に関する法律第4条および第18条の規定に従い電気需給契約を締結するにあたって重要な事項を説明します。

本小売電気事業者	九州電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0275） 代表者名：西山 勝 住所：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電話番号：各営業所のお問合せは こちら 営業時間：月曜日～金曜日（休日を除く）9時～17時30分
取次業者（契約当事者）	株式会社エネクスライフサービス 住所：〒100-6027 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 電話番号（代表）：03-4233-8320 営業時間：月曜日～金曜日（祝日、当社の指定する休日を除く）9時～17時30分
媒介業者	媒介業者に関する情報は、こちらよりご確認ください。 https://www.enexls.ne.jp/info/15_TERASEL/terasel_jusetsu_baikai_list.pdf
TERASELでんきお問い合わせ窓口	電話 0570-031-150（ナビダイヤル）対応時間：10時～17時（土日祝除く） メール ELS_customer@grp.itcenex.com
電気の供給主体	当社は取次業者としてお客さまと電気需給契約を締結しますが、電気の供給は本小売電気事業者が行います。
停電時のお問い合わせ窓口	地域を管轄する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）までお問い合わせをお願いします。
1. 申込方法	当社指定の申込書（Webサイト申込フォームを含みます。）または電話等、当社が定める方法にて、お申込まさせていただきます。（以下、申込内容および電気需給約款をあわせて、「本契約」といいます。）。
2. 小売供給開始予定日（役務の提供時期）	・他の小売電気事業者から当社に契約を切り替える場合の供給開始予定日は、別途当社がお客さまにお伝えした日といたしますが、原則として、お客さまのお申込まをいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日となります。・お引越しにより新たに電力の供給を受ける場合の供給開始予定日は、原則としてお客さまの希望した日となります。
3. 契約期間	1年（供給開始日から1年目の日まで）。なお、契約期間中にお客さまの申し出により本契約を終了する場合は、当社または切り替えを希望される新たな小売電気事業者にその旨を通知していただく必要があります。
4. 契約更新の取扱	契約期間満了日の30日前までに当社に本契約終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごと同一条件で継続されます。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、本小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を書面の交付、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
5. お客さまの申し出による本契約の変更・解約	＜契約の変更＞ 本契約の変更を希望される場合は速やかに当社に書面でその旨を通知していただきます。ただし、契約電力の変更については、変更希望日の30日前までに当社に書面、電話でその旨を通知していただき、当社の書面での同意が必要となります。また、お客さまによる契約電力の減少が、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合には、当社はお客さまに請求し、お客さまは当社に対してその精算金を支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第30条をご参照ください。 ＜契約の解約＞ お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。

	お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に本契約を解約する場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合、当社はお客さまに請求し、お客さまは当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合があります。							
6. 小売供給に係る料金	電気料金は、基本料金、最低料金または最低月額料金および電力量料金（別途当社が定めるところによって算定された燃料費調整額を加算または減算したものとします。）ならびに別途当社が定めるところによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計（割引がある場合はその額を引いた額）といたします。 なお、燃料費調整額は、平均燃料価格を基に算出されます。 <div style="text-align: center;"><table border="1"><tr><td>基本/最低 料金</td><td>+</td><td>電力量料金 従量料金 × 使用量</td><td>+</td><td>燃料費調整単価 × 使用量</td><td>+</td><td>再エネ賦課金 × 使用量</td></tr></table></div> <p>基本料金、最低料金または最低月額料金および電力量料金は、お客さまが当社指定の申込方法により申込みされたプランに基づきます。料金プランおよび電気料金の詳細は、電気料金メニュー約款をご参照ください。キャンペーンにつきましては当社が適切と考える方法により内容をお知らせいたします。 料金が支払期日までに支払われない場合には、お客さまは当社の承諾のもと収納代行会社が発行する払込票を利用してお支払いいただけます。この場合、お客さまは当社に対して回収事務手数料、一通あたり550円（税込）を請求書に記載の料金と共にお支払いいただきます。また、料金から消費税相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税相当額を控除した金額に年6%を乗じて得た遅延利息を申し受けることがあります。</p>	基本/最低 料金	+	電力量料金 従量料金 × 使用量	+	燃料費調整単価 × 使用量	+	再エネ賦課金 × 使用量
基本/最低 料金	+	電力量料金 従量料金 × 使用量	+	燃料費調整単価 × 使用量	+	再エネ賦課金 × 使用量		
7. 計量方法および料金調定の方法	当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき使用電力量を計量し、電気料金の算出を行います。 ①電気の供給を開始または停止した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金等を日割計算いたします。							
8. 契約電流・容量・電力	電気需給約款および電気料金メニュー約款の定めるところに従い、需要場所ごとに契約電流、容量、電力を定めるものといたします。							
9. 役務の種類	低圧の電気の供給もしくは電力供給サービスの取次							
10. 供給電圧・周波数	＜供給電圧＞ 100V、200Vまたは100Vおよび200Vとし、需要場所ごとに本契約に定めるところによります。 ＜周波数＞ お客さまがご利用の区域ごとに以下のとおりとなり、需要場所ごとに本契約に定めるところによります。 ・北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内：50Hz（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60Hz） ・中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内、九州電力送配電管内：60Hz（ただし、長野県の一部は50Hz）							
11. 請求方法	電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて電子データによりお客さまにご提供することとし、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、郵送により発行する請求書の提供をもって、お客さまへご請求を行ったものとします。この場合、発行手数料として1月あたり275円（税込）を発行する請求書に係る請求月の電気料金に合算してお支払いいただきます。							
12. 料金の支払方法	・クレジットカード支払い（毎月の料金をクレジット会社を通してカード利用代金として請求します。） ・口座振替（毎月の料金を、お客さまの指定する口座から当社の料金債権の譲受会社が指定する口座へ、または当社が指定する決済代行会社がお客さまの指定する口座から、毎月継続して振り替えさせていただきます。） ・支払期日は、検針日の属する月の翌月末日とします。ただし、当該日が営業日ではない場合、当該日の翌日以降の最初の営業日を支払期日とします。							

13. 工事費等の負担	<p>・本契約に基づく供給開始に当たって、一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設することの求められた場合には、本小売電気事業者から当社への請求を踏まえ、当社はお客さまに請求し、お客さまにその施設にかかった費用、またはその工事費等を負担していただきます。</p> <p>・その他お客さまの都合に基づく事情により本小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、本小売電気事業者から当社への請求を踏まえ、当社はお客さまに請求し、お客さまにその工事費等を負担していただきます。詳細は、電気需給約款第22条および附則3をご参照ください。</p>
14. 契約に係る注意事項	<p>・供給する電気は、本小売電気事業者が供給するものであって、当社が供給するものではありません。</p> <p>・当社へお申込みいただき当社と新たに契約される場合、お申込前にご利用されていた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された契約が解除され、その契約内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込による本小売電気事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。</p>
15. TERASELでんきに 係る注意事項	<p>・本契約の締結にあたりWebサイト申込フォーム上のポイントプログラム選択項目またはお申込後に登録いただくマイページにてELSポイントもしくは楽天ポイントのいずれかを選択されたお客さまにつきましては、電気料金のお支払いに応じて選択されたポイントを付与いたします。付与ポイント数は、毎月の電気料金（再エネ賦課金、遅延利息および請求書発行手数料を除く）200円につき1ポイントといたします。</p> <p>なお、ELSポイントの受け取りにはELSポイントのお申込み手続が必要となり、楽天ポイントの受け取りには楽天ポイント会員IDの作成が必要です。電気料金のお支払いにて獲得したポイントは、電気料金のお支払いには使用することができませんのであらかじめご了承ください。</p> <p>・お客さまマイページ上でクレジットカード支払いまたは口座振替の支払方法登録を行っていただけます。【12. 料金の支払方法】に関わらず、支払方法登録が完了するまでの期間は、郵送により発行する払込票等によりお支払いいただけます。その際、回収事務手数料として、1月あたり550円（税込）を当月の電気料金に合算してお支払いいただけます。なお、供給開始日から起算して初回の請求に係る回収事務手数料は当社が負担いたします。また、お申込みいただく契約電流・容量・電力についてはお客さまの申出が無い場合、電気需給約款および電気料金メニュー約款の定めに関わらず、当社の定めるものといたします。</p>
16. 取次ぎ業務委託 契約終了後の契約 変更等	<p>当社と本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が解除その他の理由により終了し、当社と本小売電気事業者との協議に基づき、当社が指定する小売電気事業者から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨とその他必要な事項を当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者に代わり、お客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとし、この変更が生じた後、当社が指定する小売電気事業者は、遅滞なくその旨とその他必要な事項をお客さまに書面により通知するものとします。</p>
17. 契約締結後の 書面交付義務	<p>お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、当社は遅滞なく、お客さまに契約成立の通知書面を送付します。当該通知書面の他、電気需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ窓口までご連絡ください。</p>
18. 約款変更に関する 事項	<p><契約変更時の書面交付義務></p> <p>・電気需給約款または電気料金メニュー約款を変更する場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款または電気料金メニュー約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款または電気料金メニュー約款によります。</p> <p>・電気需給約款または電気料金メニュー約款に記載する供給条件その他のお客さまとの本契約に関する供給条件が変更された場合、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p>

	<p>(1)供給条件の説明および供給条件に関する契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち変更事項または更新後の契約期間のみを説明し、記載します。</p> <p>(2) 供給条件に関する契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、本小売電気事業者の名称および住所、契約年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>・上記にかかわらず、電気需給約款または電気料金メニュー約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p>
19. 電気の供給に関し てお客さまにお守り いただく事項等	<p>本小売電気事業者はお客さまへ電気を供給するために、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等の一般送配電事業者への通知、必要がある場合の立入業務、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、計量器等の取り付け場所の無償提供、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。お守りいただけない場合は当社が本契約を解除し、または一般送配電事業者により電気の供給が停止され、他の小売電気事業者に切替えていただく場合がございます。お客さまにお守りいただく事項の詳細は、電気需給約款第5条、第6条第1項、第18条、第19条第1項から第8項および第27条第3項をご参照ください。</p>
20. 当社からの本契約 の解除	<p>お客さまが以下の事項に該当するとき、当社は解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、本契約を解除することがあります。この場合、お客さまが引き続き電気の供給を受けることを希望されるときは、速やかに他の小売電気事業者または電気の供給が義務付けられている特定小売供給を行う小売電気事業者に対して、特定小売供給契約を申込みすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。 ・ 料金（既に消滅しているものを含む他の電気需給契約の料金も含まれます。）の支払期日を20日経過してなお支払わないとき。 ・ 本契約によって支払うこととなった工事費等を支払期日を経過してなお支払われないとき。 ・ 当社または当社の代理店（媒介業者）との本契約以外の契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもなお支払われないとき。 ・ 本契約の条項（第33条（反社会的勢力排除に関する条項）を含みます。）に違反したとき。 ・ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。 ・ 破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。 ・ 譲受会社に譲渡された料金等債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに20日間経過してなお支払わないとき。 ・ 譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだとき。 ・ 当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約等に基づき譲受人から通知を受けたとき。

■ クーリング・オフに関するお知らせ（個人のお客さまに限ります。）

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘でお申込みされた場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により無条件でお申込の撤回または本契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが書面又は電磁的記録を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。

2. この場合、①お客さまは、損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。②すでに供給された役務に関する費用は当社が負担します。③お客さまは、すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまは、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価その他の金銭の支払を請求されることはありません。⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地、または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

4. 電気需給契約について、メールまたはFAXでクーリング・オフを行う場合には、以下までお願いいたします。

メールアドレス：ELS_customer@grp.itcenex.com FAX：03-4533-0136

別紙 1

TERASELでんき 超TERASELプラン一覧

お客さまとの電気需給契約につきましては、電気需給約款および電気料金メニュー約款に定める供給条件および需給契約などの規定に従い契約締結をするものです。契約プランの詳細は以下よりご確認ください。

1. 北海道エリア

	区分	超 TERASEL 北海道 B
基本料金	契約電流 10A あたり	418.00 円
電力量料金 1kWh につき	最初の 120kWh まで	35.69 円
	120kWh をこえ 280kWh まで	39.66 円
	280kWh 超過	42.35 円

2. 東北エリア

	区分	超 TERASEL 東北 B
基本料金	契約電流 10A あたり	369.60 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	29.51 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	35.36 円
	300kWh 超過	37.03 円

3. 東京エリア

	区分	超 TERASEL 東京 B
基本料金	契約電流 10A あたり	311.75 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	29.80 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	34.26 円
	300kWh 超過	35.64 円

4. 中部エリア

	区分	超 TERASEL 中部 B
基本料金	契約電流 10A あたり	321.14 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	21.01 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	24.88 円
	300kWh 超過	26.35 円

5. 北陸エリア

	区分	超 TERASEL 北陸 B
基本料金	契約電流 10A あたり	302.50 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	30.66 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	33.90 円
	300kWh 超過	34.38 円

6. 関西エリア

	区分	超 TERASEL 関西 A
最低料金	最初の 15kWh まで一律	522.58 円
電力量料金	15kWh~120kWh まで	20.21 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	24.41 円
	300kWh 超過	23.79 円

7. 中国エリア

	区分	超 TERASEL 中国 A
最低料金	最初の 15kWh まで一律	759.68 円
電力量料金	15kWh~120kWh まで	32.75 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	38.23 円
	300kWh 超過	36.60 円

8. 四国エリア

	区分	超 TERASEL 四国 A
最低料金	最初の 11kWh まで一律	667.00 円
電力量料金	11kWh~120kWh まで	30.66 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	36.08 円
	300kWh 超過	35.30 円

9. 九州エリア

	区分	超 TERASEL 九州 B
基本料金	契約電流 10A あたり	316.24 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	18.19 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	22.96 円
	300kWh 超過	24.38 円

【留意事項】

- ・ 上記、料金単価は2025年11月1日時点の価格であり、すべて税込価格となります。
- ・ 地域の電力会社の規制プラン（従量電灯A/B）は、燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性がございます。

燃料費調整額の算定について

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格 (平均燃料価格 I、平均燃料価格 II)

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格 I} = A \times \alpha_I + B \times \beta_I + C \times \gamma_I$$

$$\text{平均燃料価格 II} = A \times \alpha_{II}$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α_I 、 β_I 、 γ_I 、 α_{II} = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価 (燃料費調整単価 I、燃料費調整単価 II)

燃料費調整単価 I および燃料費調整単価 II は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X (X_I 、 X_{II}) は別表に定めるものとします。

(a) 燃料費調整単価 I

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格 I が基準価格 X_I 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価 I} = (X_I \text{円} - \text{平均燃料価格 I}) \times (2) \text{の基準単価 I} / 1,000$$

② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格 I が X_I 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価 I} = (\text{平均燃料価格 I} - X_I \text{円}) \times (2) \text{の基準単価 I} / 1,000$$

(b) 燃料費調整単価 II

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格 II が基準価格 X_{II} 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価 II} = (X_{II} \text{円} - \text{平均燃料価格 II}) \times (2) \text{の基準単価 II} / 1,000$$

② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格 II が X_{II} 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価 II} = (\text{平均燃料価格 II} - X_{II} \text{円}) \times (2) \text{の基準単価 II} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用 (燃料費調整単価 I、燃料費調整単価 II)

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格 I および平均燃料価格 II によって算定された燃料費調整単価 I および燃料費調整単価 II は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

※ 上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

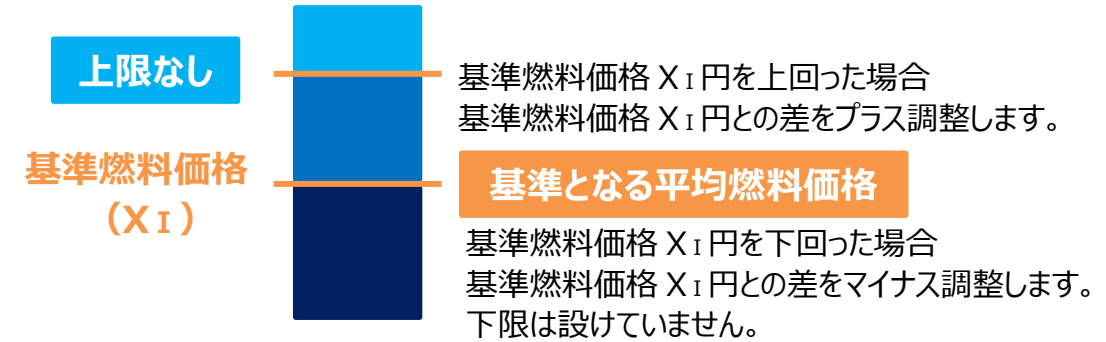
基準単価 I は、平均燃料価格 I が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。基準単価 II は、平均燃料価格 II が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に別紙 4 燃料費調整 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = \text{燃料費調整単価 I} + \text{燃料費調整単価 II}$$



別表：燃料費調整単価算出係数等

お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりといたします。

1. 燃料調整単価 I

(1) 北海道、東北、東京、中部、北陸、九州エリア

2. エリア	燃料調整単価係数			基準燃料価格 X_I	基準単価 I
	α_I	β_I	γ_I		
北海道	0.1874	0.0899	1.0036	80,800 円	0.173 円/kWh
東北	0.0259	0.2563	0.8915	83,500 円	0.197 円/kWh
東京	0.0048	0.3827	0.6584	86,100 円	0.183 円/kWh
中部	0.0275	0.4792	0.4275	45,900 円	0.233 円/kWh
北陸	0.0415	0.0745	1.2499	79,800 円	0.165 円/kWh
九州	0.0053	0.1861	1.0757	27,400 円	0.136 円/kWh

(2) 関西、中国、四国エリア

エリア	燃料費調整単価係数 X_I			基準燃料価格 X_I	基準単価 I (最低料金適用時)
	α_I	β_I	γ_I		
関西	0.0140	0.3483	0.7227	27,100 円	0.165 円/kWh (2.475 円)
中国	0.0406	0.0992	1.1994	80,300 円	0.212 円/kWh (3.185 円)
四国	0.0875	0.0770	1.1770	80,000 円	0.154 円/kWh (1.694 円)

2. 燃料調整単価 II

(1) 北海道、東北、中国、九州エリア

エリア	燃料調整単価係数 X_{II}	基準燃料価格 X_{II}	基準単価 II (最低料金適用時)
	α_{II}		
北海道	1.0000	79,300 円	0.001 円/kWh
東北	1.0000	79,300 円	0.001 円/kWh
中国	1.0000	79,300 円	0.001 円/kWh (0.017 円)
九州	1.0000	52,500 円	0.003 円/kWh

電気事業法に係る個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報について

株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）は、当社の定める「個人情報保護方針」、「個人情報に関する法律」その他関連する法令およびガイドライン等に基づき、お客さまの個人情報の保護に適切に対応します。

個人情報保護方針：https://www.enexls.ne.jp/privacy.html

2. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまから取得した個人情報を以下の目的のために利用します。

- 電気の供給サービスに関する契約（以下「電気需給契約」といいます。）の締結、履行、契約締結後の情報管理のため
- 電気の供給サービスの提供に必要な連絡、情報案内のため
- 電気の供給サービスの料金の確定、請求、債権管理のため
- 電力の需要に応じ、需給バランスを踏まえた電力供給をするため
- お客さまによる小売電気事業者*¹の変更に対応するため
- 電気の供給サービスに対するお客さまからのお問い合わせ、ご意見に対応するため
- 電気の供給サービスの企画・販売等に関わるマーケティング活動のため*²
- 「HEMS」データ*³活用サービスの提供のため
- 電力事業以外の、当社、当社のグループ会社（以下「**エネクスグループ**」といいます。）または当社若しくはエネクスグループが業務委託契約等を締結している先（以下「提携先」といいます。）の事業活動、商品、サービスおよびキャンペーンに関する情報案内のため
- 電力事業に関する経営分析のため*²
- 電力事業に関するサービスや設備等の検討・開発のため
- その他電力事業に附帯関連する諸活動、業務のため

* 1 **小売電気事業者**とは、電気事業法（昭和39年7月1日法律第170号。）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます。

* 2 個人を特定しない統計情報として利用します。

* 3 HEMSデータとは、「Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）データ」の略で、ここでは電力使用量測定器（スマートメーター）が送信する電気エネルギーの使用量・使用時間・使用機器の情報や利用状況に関わるデータを指しています。

3. 取得する個人情報

当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、次の個人情報を取得します。

- 基本情報（氏名、住所、電話番号、電気需給契約の契約番号）
- 請求先情報（氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス）
- サービス料金の支払いに関する情報
- 電力の使用量に関する情報（電力広域的運営推進機関を通じて一般送配電事業者から送信されるお客さまの電力の使用情報）
- 供給（受電）地点に関する情報（託送供給契約または発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)を締結する一般送配電事業者*¹ および配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連係設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）
- ポータルサイトの利用に関する情報（利用パスワード、利用情報ログ等）
- その他、アンケート等を通じて入力、ご回答いただいた情報
- 上記以外に取得する個人情報
 - * 1 **一般送配電事業者**とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。

4. 個人情報の第三者提供

当社は、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。

5. 個人情報の委託

当社は、電気の供給サービスを円滑に行うため、情報処理会社、グループ会社、業務委託先等の第三者に業務の一部を委託することがあります。その場合、提供した個人情報が安全かつ適切に利用されるよう、当社の責任において業務委託先の事業者を適切に管理、監督いたします。

6. 個人情報の共同利用

当社は「2. 個人情報の利用目的」を達するため、以下の通り個人情報を共同利用することがあります。なお、当社は、共同利用する目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者および一般送配電事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

【電力事業に伴う共同利用①】

(1) 共同利用する*¹個人情報の項目

- 基本情報（氏名、住所、電話番号および電力需給契約の契約番号）
- 供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者及び配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連係設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）
- ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

(2) 共同利用する者の範囲

小売電気事業者、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関*²、配電事業者、需要抑制契約者*³

(3) 共同利用する目的

- 託送供給等契約の締結、変更または解約のため
- 電力需給契約の廃止取次のため*⁴
- 供給（受電）地点に関する情報確認のため
- 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者及び配電事業者の業務遂行のため
- ネガワット取引に関する業務遂行のため

(4) 共同利用する個人情報の管理責任者

- 基本情報：電力需給契約を締結している小売電気事業者または一般送配電事業者および配電事業者
- 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者
- ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

【発電側課金制度に関する共同利用①】

(1) 共同利用する情報項目

- 基本情報：発電者名、郵便番号、住所、電話番号、E-Mail アドレス
- 受電地点に関する情報：受電地点特定番号、託送契約高情報、請求金額、割引区分、検針日、契約変更有無、計器情報、受電電圧
- 供給地点に関する情報：供給地点特定番号、託送契約高情報

(2) 共同利用する者の範囲*⁵

一般送配電事業者

(3)共同利用する目的

系統連系受電サービス料金（発電側課金）の制度案内送付、算定情報の通知・請求業務のため

(4)共同利用の管理責任者

- 基本情報：当社
- 受電地点に関する情報：一般送配電事業者
- 供給地点に関する情報：一般送配電事業者

【共同利用②】

(1) 共同利用する個人情報項目

- 基本情報（氏名、住所、電話番号、電気需給契約の契約番号）
- 請求先情報（氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス）
- サービス料金の支払いに関する情報
- 電力の使用量に関する情報（電力広域的運営推進機関を通じて一般送配電事業者から送信されるお客さまの電力の使用情報）
- 供給（受電）地点に関する情報（託送供給契約または発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます)を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連係設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）
- ポータルサイトの利用に関する情報（利用パスワード、利用情報ログ等）
- その他、アンケート等を通じて入力、ご回答いただいた情報
- 上記以外に取得する個人情報

(2) 共同利用する者の範囲

エネクスグループおよび提携先

(3) 共同利用する目的

- 電気の供給サービス並びにエネクスグループおよび提携先の他のサービス、商品の提供に必要な連絡、情報案内のため
- 電気の供給サービス並びにエネクスグループおよび提携先の他のサービス、商品の料金の請求、債権管理のため
- 電気の供給サービス並びにエネクスグループおよび提携先のサービス、商品に対するお客さまからのお問い合わせ、ご意見に対応するため
- 電気の供給サービス並びにエネクスグループおよび提携先のサービス、商品の企画・販売等に関わるマーケティング活動のため
- 電力事業以外の、当社、エネクスグループまたは提携先の事業活動、サービス、商品およびキャンペーンに関する情報案内のため
- 電力事業、エネクスグループおよび提携先の他の事業に関する経営分析のため*⁶
- 電力事業に関するサービスや設備等の検討・開発のため
- その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

(4) 共同利用する個人情報の管理責任者

当社

- * 1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客様の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者および需要抑制契約者との間でお客様の個人情報を共同利用するものではありません。
- * 2 電力広域的運営推進機関とは、電気事業法第28条の4の規定に基づき、電気事業の広域的運営を目的に設置された認可法人をいいます（電力広域的運営推進機関の名称、所在地、代表者の氏名については、電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。）。
- * 3 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者または配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地、代表者の氏名については、電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。）。
- * 4 「電力需給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに電力需給契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、電力需給契約の解約の申込みを行うことをいいます
- * 5 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の一般送配電事業者に限定して発電者の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての一般送配電事業者との間で発電者の個人情報を共同利用するものではありません。
- * 6 個人を特定しない統計情報として利用します。

7. 個人情報の開示等

当社が保有するお客さまの個人情報について、開示等（利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止、第三者提供記録の開示）を希望される場合には、ご本人さまからのお申し出であることを確認した上で、法令等に基づく合理的な範囲内において対応いたします。

8. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

株式会社エネクスライフサービス
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 TEL(03)4233-8320 FAX(03)4533-0136